

焼 振 大 32 号  
令和 5 年 7 月 20 日

各 位

大井川文化会館  
館長 松下 高明

## 大井川文化会館使用料（市外加算）の改正について（お知らせ）

日頃、大井川文化会館をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

令和 4 年度焼津市議会 2 月定例会にて焼津市文化会館条例が改正され、下記のとおり使用料（市外加算）が変更されることとなりましたので、お知らせいたします。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 改正内容

改正項目	現行	改正後
別表第 2（第 8 条関係 備考 5）	焼津市民以外の者が使用するとき は、この表に定める額の 50 パーセント に相当する額を加算する。	焼津市民以外の者が使用するとき は、この表に定める額の 100 パーセン トに相当する額を加算する。

#### 3 施行日

令和 5 年 10 月 1 日

※令和 5 年 9 月 30 日までに、ご提出いただいた使用許可申請書については現行の加算  
となります。

大井川文化会館  
電話 054 - 622 - 8811  
Fax 054 - 622 - 8822